

## 平成 27 年 第 1 回 東彼杵町議会臨時会議録

平成 27 年第 1 回東彼杵町議会臨時会は、平成 27 年 2 月 25 日日本町役場議場に召集された。

### 1 出席議員は次のとおりである。

1 番 堀 進一郎君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番

### 2 欠席議員は次のとおりである。

12 番 森 敏則 君

### 3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田 正一君	建 設 課 長 松尾 幸彦 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 構 浩光 君
産業振興課長 原田 尚登 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (原田 尚登 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 松山 昭 君
教 育 次 長 岡木 徳人 君	税 務 課 長 三根 貞彦 君
会 計 課 長 峯 広美 君	

### 4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有浦 幸治 君 書 記 山下 美華 君

### 5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 1 号 平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 7 号)

日程第 4 議案第 2 号 平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 5 議案第 3 号 平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 6 議案第 4 号 平似田太ノ浦線改良工事 (1 工区) 請負契約について

日程第 7 議案第 5 号 平似田太ノ浦線改良工事 (2 工区) 請負契約について

日程第 8 報告第 1 号 専決処分に関する報告について

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて

## 開会（午前9時32分）

### ○副議長（本下利之君）

おはようございます。副議長の本下でございます。

本日は議長が病気治療入院中のため、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を努めさせていただきますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

只今の出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回東彼杵町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○副議長（本下利之君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番議員 堀進一郎君、2番議員 橋村孝彦君を指名します。

### 日程第2 会期の決定について

### ○副議長（本下利之君）

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○副議長（本下利之君）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

### 日程第3 議案第1号 平成26年度東彼杵町一般会計補正予算（第7号）

### ○副議長（本下利之君）

日程第3 議案第1号、平成26年度東彼杵町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

### ○町長（渡邊悟君）

おはようございます。

今日は第1回の臨時会ということで、大変ご多忙の中、ご出席頂きまして大変ありがとうございます。

それでは、議案第1号、平成26年度東彼杵町一般会計補正予算（第7号）。歳入歳出予算の総額

に、歳入歳出それぞれ 110,780 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,909,595 千円とするものでございます。

補正の内容と致しましては、今回の補正予算は、緊急経済対策に基づく国の補正予算の成立により措置された、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業として、歳出では地方版総合戦略等経費として総務費に 27,500 千円、農林水産業費には水産物供給基盤機能保全事業を含め 51,780 千円、商工振興費に地域消費喚起策として 22,500 千円を計上しております。

財源といたしましては、特定財源として国庫支出金に 54,701 千円、県支出金に 18,445 千円、地方債に 18,400 千円を計上いたしております。他、一般財源として特別交付税を 10,234 千円追加計上しております。

なお、年度末の追加予算であるため繰越明許費も併せて行っております。

詳細につきましては、財政管財課長、特に今回は地域創生等がございますので、まちづくり課長の方から補足説明をさせます。登壇での説明を終わります。慎重審議の上適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

**○副議長（本下利之君）**

暫時休憩します。

**暫時休憩（午前 9 時 36 分）**

**再 開（午前 9 時 37 分）**

**○副議長（本下利之君）**

休憩前に戻り会議を続けます。

町長。

**○町長（渡邊悟君）**

先程の私の説明で、歳入歳出それぞれ 110,780 千円と発言をしたそうですが、大変申し訳ありません、101,780 千円の追加分でご訂正をお願いします。

**○副議長（本下利之君）**

町長に代わり財政管財課長。

**○財政管財課長（深草孝俊君）**

議案第 1 号につきまして、補足して説明します。

11 ページをお願いします。歳出 2 款 1 項 3 目、財政管理費につきましては、ふるさと応援寄付金の増額に伴います謝礼の追加で 500 千円。7 目企画費につきましては、地方版の総合戦略策定経費と致しまして 5,000 千円。11 目地域づくり推進事業費につきましては 15 節が旧 JA 米倉庫施設整備工事に 20,000 千円。19 節は米倉庫で新規に開設される起業者に対する初期投資費用の創業支援として 2,000 千円でございます。

それから 12 ページにいきまして、6 款 1 項 9 目農業振興企画費につきまして、13 節は旧常明園跡地で開設予定の養生型施設の改修業務といたしまして 10,678 千円、19 節が同じく備品購入等の初期投資費用に対する補助といたしまして 2,702 千円。

それから 13 ページにいきまして、6 款 3 項 3 目水産物供給基盤機能保全事業費につきましては、

13 節、当初の予定では音琴漁港施設の調査・保全計画の作成でありましたが、里漁港の臨港道路の路肩崩落が発生いたしまして、この復旧を優先することといたしまして、設計費に差引 2,400 千円を追加いたしております。15 節には護岸復旧工事といたしまして、36,000 千円の計上でございます。

それから 14 ページにいきまして、7 款 1 項 2 目、商工振興費につきましては、プレミアム付商品券の発行事業経費といたしまして、東彼商工会に補助するもので、総額で 22,500 千円を計上いたしております。

それから 7 ページをお願いします。歳入です。11 款 1 項 1 目、一般財源と致しまして 10,234 千円の特別交付税の追加でございます。

8 ページにいきまして、15 款 2 項 1 目、総務費国庫補助金につきましては、今回、国の補正予算で配分予定となりました、地域住民生活等緊急支援交付金といたしまして、地域消費喚起型に 22,385 千円、地方創生先行型に 32,316 千円の基礎交付額の計上でございます。

16 款 2 項 4 目、農林水産業費県補助金につきましては、里漁港臨港道路護岸復旧事業費の 2 分の 1 で 18,445 千円の追加でございます。

それから 10 ページにいきまして、22 款 1 項 6 目、農林水産業債につきましては、同じく里漁港臨港道路護岸復旧事業費の地方負担額の 90% 充当で公共事業等債として 18,400 千円を計上いたしております。

4 ページをお願いします。第 3 表、地方債補正です。里漁港臨港道路護岸復旧費用に対する財源といたしまして、発行予定の公共事業等債の起債と利率償還方法との補正額でございます。

3 ページをお願いします。第 2 表、繰越明許費につきましては、今回の歳出予算で計上しました、それぞれの事業が年度末の追加予算でありまして、年度内完了が見込めないため、次年度へ繰越しをいたします。

1 ページ、第 1 表、又は 5 ページの事項別明細書は積上げですので説明を省略いたします。以上でございます。

#### ○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

#### ○副議長（本下利之君）

町長に代わりまちづくり課長。

#### ○まちづくり課長（松山昭君）

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」について説明させていただきます。

本日配布されております A3 版の 1 枚目が全体像、2 枚目が「切れ目」のない施策の展開ということで、お配りした資料を見ていただきたいと思います。

先ず、国の方でまち・ひと・しごと創生の法律の方が今年の年度末成立をいたしまして、12 月 27 日付けで国から県に国と同じように長期ビジョンと総合戦略の策定を、県並びに市町村に求めるという通知がなされ、1 月に入りまして町の方にも通知がきております。

これにつきまして、表に基づいて説明しますが、長期ビジョンということで、国の全体の人口 2008 年にピークを迎えて 128,080,000 人で、2060 年には 86,740,000 人になるという推計が出された中で、人口減少問題の克服ということで、1 億人程度、色んな施策に基づいて特殊出生率の回復とか、

そういったものを目指しながら1億人程度を確保すると、そういった中で中長期展望を視野に入れて対策を進めるということです。その中には東京一極集中の是正とか、成長力の確保といった国の長期ビジョンが示されているところです。それに基づきまして5か年間、2020年までを基本目標として成果指標を持ちながら取り組んでいく総合戦略を国で作ると、そして県市町村も作るという通知をされています。

その中に、見ていただく表の中の長期ビジョンのもう一つ右側については、4つの基本目標が書かれています。地方における安定した雇用、つまり仕事を創る。2番目に地方への新しいひとの流れをつくる、交流人口の拡大。若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえて、特殊出生率の回復を図る。それと時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携するという4つの基本目標で国の総合戦略を設定されていますし、県、市町にも取り組みを求められています。

その取り組みについては、主にKPIという評価指標に基づいてそれぞれ緊急的に取り組むということが示されています。

2ページ目は、地方への切れ目のない施策の展開ということで、実質26年度の取組につきまして、左が緊急的取組で、国が26年度補正予算で既に緊急対策として、まち・ひと・しごと創生関連で支援交付金を交付すると通知をされています。地域住民生活等緊急支援のための交付金です。

これを2つのメニューに分けて通知されておりまして、地方創生先行型の創設、これに国ベースで140,000,000千円、下の地域消費喚起・生活支援型で250,000,000千円と、それぞれ交付金の型のメニューが作られています。地方創生先行型の創設につきましては、地方の積極的な取組を支援する自由度の高い交付金ということになっていますが、しごと・まち・ひとの交流、こういったものの直接的に作る事業等にメニューをある程度国が示したもので、これを町が実施計画を作って認定して取組を採択する形になっています。

次の地域消費喚起・生活支援型はメニュー例にもありますとおり、プレミアム付商品券の発行と消費を直接喚起するような施策の展開がなされています。これは緊急的取組で26年度の補正予算で計上されています。27年度につきましては、総合戦略を市町村毎で作った後に支援をするということで、27年度中に総合戦略を策定していくということで、28年度以降の5年間まで見据えた上での総合戦略を策定するという形になっています。

以上が総合戦略の概要でございまして、まち・ひと・しごとの創生の政策5原則ということで基づくものがございまして、自立性・将来性・地域性・直接性・結果重視ということで、しごととまちとひとの交流に直接的に喚起を促すような施策を重点的に推進するという原則の通知も出されています。以上でございます。

#### ○副議長（本下利之君）

町長。

#### ○町長（渡邊悟君）

資料を先程3枚お配りしておりますので、資料の方から先に説明しまして、総合的にご質問を頂ければ良いかと思っております。

最初にJAの米倉庫の方から説明をさせます。次にロハスの方の説明をいたします。現段階の計画ですので、これが決定ではありませんので、概ねこういう感じで進めているということです。

まちづくり課長。

○副議長（本下利之君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

JA 米倉庫活用につきましては、12月の議会におきまして、長映プロジェクト等の活用計画のプレゼンテーション等も行われましたが、実質活用法につきまして図面等で説明しますが、米倉庫 200㎡の平屋建てで、米倉庫の外観等はそのまま活かしていくということで、現状の利用ですが、必要最低限のトイレ等の設置を、入口右側の今のスペースの仕切りを活かしたまま作るということです。

中に交流スペースというフリースペースを設けていますが、ここでギャラリーとか企画展等がやればというようなスペースをそのまま生かすというようなことになっています。中に入りまして、2つの区切りがあると思いますが、右側の方につきましては、交流スペースということでスタンドコーヒー等の提供が出来るような形での計画です。右側の方に上るという部分があって、上にテラス等の記載があると思いますが、中2階を造ってここに客席等のスペースを設けるということです。また、米倉庫自体の強度につきましては、中で組立式で計画をしています。また、左側の2つのスペースについては、長映プロジェクトから提案等もあっていますが、そのぎ茶を使った染物等の革製品とか、そういった物の開発とか、雑貨等と洋服等、家具の販売で2店舗が入る計画です。これについては自立できる交流拠点という風な形での計画です。以上です。

○町長（渡邊悟君）

産業振興課長。

○副議長（本下利之君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（原田尚登君）

お手元に小さくて見にくいと思いますが、2枚の常明園の地図があると思います。広い方が1階で、小さい方が2階です。先ず入って直ぐに事務所がありますが、基本的に全ての建物の中身は、現在がらんどうと考えて下さい。今からこれを改修していきますが、当初は2人部屋でしたが、今回利用するのは、1人部屋ないし家族部屋という形で、1つの部屋を使っていきたいと思っています。他にも各種部屋がございますけれども、これも随時住めるようにしていきたいと思っております。上の食堂につきましては、現在がらんどうでここには備品辺りを入れて、協同で生活できるような場を作りたいと考えています。

本年度、この事務所、或いは1部屋か2部屋人が住めるようにして、それを元に募集をかけていきたいと思っています。先般、ここを担当している方が南会津から来ておられますけど、22日には福島に戻られて、向こうの方でも東彼杵町で今からこういうことをしますというPR活動をされているということです。

また、3月8日には町の総合会館で映画の映写辺りと食養生関係の説明をされるという形で、今話を進めています。簡単ですけど以上です。

○副議長（本下利之君）

今の説明も含めてこれから質疑を行います。3番議員、浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

今の2件について、ロハスの分と千綿の米倉庫の分についてお尋ねをしたいのですが、或る団体の方が借用されると思いますが、これだけの金額を投じてする時に借用期限、運営費はどうなっているのか。

道の駅辺りも公募をしたり、町で投資をしたり、運営費は道の駅でされていますが、新しい事業について、その辺の考え方をお尋ねしたいと思います。

#### ○副議長（本下利之君）

町長。

#### ○町長（渡邊悟君）

公募の話もある訳ですが、今回はまちづくり会議ということで進めておりまして、公募しても中々手を挙げてくれませんので、モデル的に随意契約みたいなこととなりますけど、若い方が数年前から町内でやりたいということで話があるものですから、これは随意契約行かざるを得ないかなと思います。

ロハスにつきましては、特殊な養生施設ですので、ノウハウを持った人をお願いしていこうと考えていますので、これも特定の人に随意契約になると思います。

そして借用期間は、まだまだどういう形になるか、今から詰めていかなければなりませんけれども、簡単に1、2年でパッといくようなものではありませんので、いきなり10年とかいきませんので、例えば3年なら3年と一旦切って、そういう形で利益が出るかどうかの判断をしながら見ていかなければならないと思います。これだけ掛ける訳ですから、活性化ができるかというのが一番問題ですので、確かに簡単には儲かることはありませんので、こちら辺を拠点にして若者が集まるとか、町民の方の見方が変わって来れば、それが少し波及効果になればということで、中々今の段階で完全に儲かるとかは見定め出来ませんので、何かしら効果かはあると思いますので、その辺のノウハウを見ながらやっていこうと思っています。

運営費につきましては、全て当面は本人さん達にお願いしないといけないのですが、ロハスにつきましては、運営費は自分達で払うということでされておりますので。ただ基本的な浄化槽とか維持管理まで払えるか分かりませんが、ロハスにつきましては、全て向こう側の方でお願いしようと考えています。

JAにつきましても、基本経営される方が電気代とか支払をお願いしようと思っています。そのために幾らか出来るように創業の支援の補助が出来ますので、その補助を最大限活用しながら、あまり負担が無いようにしながら進めていかなければならないと思っています。

#### ○副議長（本下利之君）

3番議員、浪瀬君。

#### ○3番（浪瀬真吾君）

この2件については、今後充分に進捗状況を見据えながら、町の方も東彼杵町の活性化のために頑張っていただきたいと思います。

13ページの里漁港の護岸の問題ですけど、これは町長もご存知の様に1月15日に水産庁に産業建設文教常任委員会で陳情に行ったところですが、そういった中で、この音琴、千綿、里の3漁港が合併して一つの漁港として認可を受けるという話で、それを早くということで行った訳ですが、それは地方の方で許認可は出来るということでしたので、先日、昨日でしたか、課長にお尋ねしたら、

まだなっていないということですが、その辺のもう少し詳しい進捗状況とかですね。結局、漁港が合併することによってこの事業採択の要件が満たされるような話を聞いておりましたので、今度 36,000 千円の工事が上がっていますので、漁港関係者の方が完全に認可についての同意を完全にされているのか、その辺の詳しい話をお尋ねします。

○副議長（本下利之君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

通常の合併の意味と若干違いますが、施設は全く別で 3ヶ所ある訳ですから、一体的に東彼杵町漁港みたいな感じでやってくる訳ですので、協定をしなければと思います。内容につきましては課長の方から説明させますけれども、今までは単独の漁港だったのですが、生産性の効果が非常に少ないということで、3つを一つにして効果を出していこうということでございますので、漁港の方は反対は無いと思います。そうしないと漁港の整備が出来ませんので、是非それは協約みたいな形になると思いますので、詳細につきましては課長の方から説明をさせます。建設課長。

○副議長（本下利之君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（松尾幸彦君）

ご質問にありました漁港の合併につきましては、今回、機能保全事業ということで、言えば漁港の長寿命化を計るということで、そういう事業をこれからやっていく中で、要件としておっしゃいますように、漁港の合併ですね、特に漁業者が減っています。要件として利用漁船実績数が 50 隻程度以上、登録漁船数が 50 隻程度以上、あるいは陸揚げ金額 100,000 千円以上の何れかを満たす必要があるということでございまして、3 漁港ありますが、1 つの漁港にということで先程から有りました仮称ですが、東彼杵漁港ということで、地元の漁協には 3 支部ございまして、説明会を行いまして、漁港の施設の合併については同意をいただいております。漁港の合併の手続きの進捗ですが、確かに権限委譲になっていまして、市町で出来るようになっていまして、当初、国の方で漁港区域、漁港施設の指定をしてあります。そことの調整を今、県を通じて国と調整を行っておりますけれども、漁港区域の設定が当初と町が持っている台帳と若干ずれがあります。今ここの調整を先程申しました県を通じて国と調整を行っております。目途としまして、遅くとも 3 月中には漁港の合併ということでもっていきたいと考えています。以上です。

○副議長（本下利之君）

3 番議員、浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

3 回目ですので。今のことから 3 月いっぱいに来るとすれば、これも繰越し事業になる訳ですが、設計委託料も出ていますが、もし合併が出来れば、いつ頃着手できる予定なのか。

○副議長（本下利之君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、国の方からの権限委譲になりますので、その権限委譲がどの程度になっているのか、国で協議中で把握していませんので、この前水産庁に行った時は、市町村の権限ですからという話で

したから、本来は早くしないとイケないのですが、町の方は告示行為を行えば直ぐに出来ますので、国の方からの権限委譲がどの程度進んでいるかで決まって来ると思います。出来るだけ早く着工できるようにしようかと思っておりますが、設計等につきましては、並行して進められると思いますが、工事の着工は先ず合併が同意できないと採択が下りませんので、そこは3月いっぱいになるのか、4月にずれ込むのか、国の権限委譲を見ながら進めて行こうと思っております。

○副議長（本下利之君）

他に、2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

浪瀬議員と関連しますが、11ページのJAの米倉庫跡ですが、折角まちづくりでこういった事業を計画され、当該起業者がされるということですから、是非多額の資金を投入される訳ですから、成功して頂きたいということをお尋ねしますが、先程の起業のきは会社の企ですか、それとも起こすの起ですかということと、先程の町長の説明の中では借用期間は大体3年程度を見込んであるということがございます。これでいきますと事業を起こすに当たっては、非常にリスクが低いと思われまます。手厚い助成が成されていると思われまます、そこで3年間位を、様子を見て採算ベースに乗らなかつたらどうされるのか、あるいは人件費等も賄えない様な状態の時はどうされるのか、一般会計からの繰入になるのか、そこら辺が非常に心配される訳ですから、非常に採算という部分においては未知数な部分がありますから、そこら辺をどうされるのか、そこら辺についてお尋ねします。

○副議長（本下利之君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

起業支援は起こすの方ですね、起業。先程まちづくり課長の方から話がありました様に、創業支援という中で、創る業の創業の方ですけれども、その支援等も対象になりますので、採算どの位行けるのか、その辺を見極めながら創業支援をしていこうと思われまます。

それから3年程度と私が言いましたけれども、本来もう少し、例えば10年とかやっていく訳ですけれども、借地借家法とかが有りますので、どの程度許されるか見極めないとイケませんので、あまり長くしてもどうかなと思われまますので、3年か5年位で、これはまだはっきり決めていません。今から借地辺りもしていかなければなりませんので、その辺を見極めながら対応していこうと。

そして赤字の時はどうするかということですが、極力一般財源等の投入は考えていません。自分達でやって貰うのが一番です。宣伝等は町が当然やらないとイケませんが、直接事業の支援というのは考えていません。5か年の総合戦略とかの中でソフト事業辺りで支援が出来るようなメニューがあれば、そこだけと確定はできませんけれども、全体的な捉え方で支援が出来ればと思われまます。極力運営には町のお金は投入しないと考えています。

○副議長（本下利之君）

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

普通、一般的な話ですが、起業をするにはかなりのリスクが伴う訳ですよ。これでいけばリスクが少ない、リスクが少ないとどうしても怠慢になる。ですから、そういった意味からいけば、ぬる

ま湯的な経営感覚に陥りますから、私は若干のリスクは持たせた方が成功率が高いのかなという気がしますので、そこら辺の考えをお願いします、リスクが何か負わせるものがないのかどうか。

○副議長（本下利之君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

長咲プロジェクトのメンバーは町内の方が主ですが、今度創業をされる方は大村、川棚、東京からお出でになりますので、そういうノウハウは持っておられると思います。ネットワークでされますので、話を聞いている中では採算ベースに合うように努力をされると言っておられますので、我々行政としてはよく分かりませんが、希望を持って運営が出来るという将来性を見ながら起業をされますので、半端な気持ちではやられないと思いますので、ドンドン儲かるということはありませんし、甘いものじゃないと思いますので、しっかりした経営戦略で頑張ってもらいたいかと思います。

確かに言われるとおり、あまり補助金漬けでは補助金が終わった段階で廃業とならないように、その辺の調整は行政も一緒になって定期的な話し合いをしながら持っていこうと思っています。

出来るだけ、お客さんが来られるような施策は町の方で逆に仕掛けをしていかなければならないと思っています。

○副議長（本下利之君）

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

私はリスクを負荷するのは何かないのかとお尋ねしたつもりですが、そこら辺については無かったですけど、折角ですからこれから頑張って、私達も協力できる所は協力しながら成功していただき来たいと思いますので宜しくお願いします。

もう1件、14ページの東彼商工会のプレミアム付商品券についての補助金ですけど、これは東彼3町共こういった補助金を出されるんですか、それとも本町だけですか、又は金額は3町出されるなら同一なのか、差が有るのかお尋ねします。

○副議長（本下利之君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

川棚町と東彼杵町は全く一緒で、10千円で2千円のプレミアム付きです。波佐見町は10%で11千円です。期間が各町バラバラじゃないかと思っています。多子世帯は各町世帯数が違いますので、本町の場合は8千円で12千円と更に2千円プラスして、あまり多くはありませんが、120世帯位は多子世帯用を考えています。以上です。

○副議長（本下利之君）

7番議員、佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

まち・ひと・しごと創生という先程説明がありましたが、何かぼんやりとした政策でよく分からない様な感じですが。要するにこれは、本来ならば来年度から実施する予定の政策を、いかにも仕事をしていますよと見せるための前倒しということで、今年度に何処も取って付けた様な政策で、

中身は何かよく分からないんですよね、今の説明を聞いても、何の事なのか。最近有名な言葉を言われた、説明しても分からない人には分からないとおっしゃった方もいらっしゃいますが、もう少し丁寧にご説明頂けませんか、全体を。

それからプレミアム商品券の取扱いについてですが、どういう運用をされるのか全く分からない。これは何処で使えるのか、或いはどういう構成になっているのか、全く分からないでしょう、分かかっていらっしゃいます。これももう少し突っ込んだ説明を両方併せてお願いします。

○副議長（本下利之君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今回の補正で挙げていますのは、先程言いました2枚目の中の緊急的取組ということで、安倍総理が切れ目の無い経済対策で、繋ぎでやろうと、勿論消費税の改正もなされませんでした。10月から12月までのGDPもプラス2.2%で、ようやく消費税が上がる前の駆け込みでプラスになって、4月から6月マイナス6.7とか、次の7月から9月がマイナス1.6ですかね、それで消費税を断念された訳ですけども、断念した関係で2.2に幾らか上がって参りました。不景気の後退で幾らかプラスになって来ております。1月から3月分までプラスに持っていこうという繋ぎの政策だろうと思っています。

国の方からバラマキとか話があっけまして、お金が参りますので、何とか知恵を出して東彼杵町も景気対策をやりたいというのが趣旨です。それからもう少しまちづくり課長の方から説明するところがあれば、もう少し具体的に時間をかけて説明をしたいと思います。

それから地域消費喚起・生活支援型というのが先程2段型でありまして、先行型と消費喚起型と思ってもらえれば良いんですけど、その消費型がプレミアム付きの商品券でして、これは数年前にも地域振興券を行いましたけれども、これと全く同じようなやり方で一般の方が商店に10千円の商品券を持って行けば12千円分の買い物が出来ると。最低の券が500円で、1セットが10千円になっていまして、1人で5セットまで買えるようになっています。詳細は課長に説明させます。産業振興課長。

○副議長（本下利之君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（原田尚登君）

プレミアム付商品券は発行するという事今で進めています、先般、商工会と3町で話をし、商工会に事業についてお願いするという事で話を進めています。

平成21年に同じような商品券が発行されていますけども、最終的には3町で各々考え方が違いまして、東彼杵町と川棚町はプレミアムを20%、波佐見町は10%。波佐見町につきましては、なるべく広くしたいということでしています。と言うのは前回のプレミアム商品券の時に波佐見は2日位で5,000セットが完売しています。東彼杵町は同じく10%で3,000セットを発行しておりますが、約2か月間掛かって売れたということもあっけまして、今回は20%ということで今話を進めています。発行枚数につきましては、120,000千円、これにつきましては1セット500円券が24枚付いて、それを10千円で買えるということです。登録者につきましては、商工会並びにこれに賛同して登録する人ということで今話を進めています、買えるのは町内と言う事で限定しようかと進め

ています。

お金の流れとしては町から商工会に全て補助します。先程申しましたように、10千円には12千円の500円券が24枚付いていますので、それを買ってもらって、町内で買ってもらう。そして店の方はその券を商工会で換金をするというような流れです。前は換金については2%ということでしたが、今回は3町で話し合いをして、換金はなるべくなしということで今話を進めています。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○副議長（本下利之君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

このまち・ひと・しごと創生をもう少し詳しくということですが、率直的にいくと、1月に示された要綱・戦略等でありまして、国の人口減少の克服ということで、国が出来ることと、県が出来ること、市町が出来ることを総合戦略を、先ず27年度に作ると。実際作ってから、対策をするべきでしょうが、先程議員さんが言われたとおり、緊急的取組ということで26年度に総合戦略をしないままに交付金が交付されるということで、良く分からない部分が有ると。確かに逆に言えば地方に独自性で課題を解決すると国も言っておりますので、それぞれ国じゃなくて地方で考えなさいというスタンスじゃないかと。今までのバラマキとか画一的な補助の制度じゃないということもありますから、こういった分かりにくい部分になっているんじゃないかということで、説明、回答になるかですが、以上です。

○副議長（本下利之君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今課長が説明しましたが、12月27日に閣議決定がなされまして、それから通達が来ている訳ですけども、1枚目にいきますと長期ビジョンと総合戦略とある訳ですけども、今人口問題については課長が説明したとおりでございます。その中の基本目標の2020年の成果指標がありまして、4つの柱が一番基本の柱になっています。要するに地方に安定した雇用を創出する。地方への新しい人の流れをつくる。若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える。時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。非常に我々も今困っています。昨日の新聞に載っていましたが、地方創生ではなくて、霞ヶ関創生をやれというくらい全く分かっておりません。今回ははっきり言ってつかみです。具体的に書いてありますけれども、この中で一番懸念しているのは、今回補正を挙げていますけれども、こういうハード事業が対象になるかならないかも良く分かりません。もしかしたらアウトになるかも分かりません。急げ急げと言うことで、たった2週間位でまとめて出せということでしたから、当初予算に上げようと言うのがたまたまあったから、これを上げただけであって、あまり検討する暇もありません。聞いてみますと、例えば大村市はどういうことをされるかと言うと、昨日聞いたのですが、バスケットチームがありまして、そこに市民の健康づくりの委託を10,000千円位かけてすると、そんなのが対象になるそうです。

ですから、ソフト事業が主と、ハードは駄目とかって。そしたら東彼杵町では4つの柱で安定し

た雇用を創出することは簡単にいきません、無理です、はっきり言いまして、今すぐ出来ません。

今私自身も困っています。各町の意見を聞いてみますと、どういう事をすれば良いのか、例えば KPI ですか、この辺もそれぞれ評価しますと言いますが、何を評価するか分からない訳ですよ。4 つの目標に従って何が出来るかということは今役場の方でも、本部を作ってワーキンググループを作ってやっていますけれども、簡単に直ぐ出る訳ではありません。ですから 5,000 千円のソフトの作成費をお願いをして作りまして、多分コンサルタントか何処かの大学と連携をして、考えを出しながら、何が対象になるのか、その辺から決めてから行かないと、今のハードありきで行ったら正に今までと全く変わりません。変わりませんけれども、例えば JA 倉庫につきましても、若い人が町外から 3 人来られて雇用が 3 人生まれてやる訳ですから、正に該当するのですが、そういう施設は駄目ということです。だから創業支援はやりなさいということですから、それは手厚く出してよい訳です、ソフト事業は。そこら辺の配分がまだ見えないところがあります。結婚・出産・子育てこの辺に、例えば 3 子目に 100 千円やっていますが、そうじゃなくて赤ちゃんが産まれたら、或いは若い人が来たら 3,000 千円やって良いのかとなりますが、これはさっき言いましたプレミアム付商品券と同じ様な類ですので、そっちにいきますので駄目かなと思っていますけども。どうも宮崎辺りではそこら辺も考えながらした所もあります。27 日で締め切って国に挙がりますけど、多分半分以上は該当する所は、セーフになるところは、あまりないんじゃないかと判断しています。

県の方にもまち・ひと・しごと本部からお出でになりますので、その方辺りの話を直接我々も聞きながら、該当するかを修正させて貰わないといけないので、一応枠としては 22,000 千円と 33,000 千円予算が来ているわけですから、財政規模と人口割で来ていますので、これがもったいないので何とか一応予算化しておいて、目的を変えながら、変更修正しながらいかざるを得ないかなと思っています。3 月の会期中に修正等を国が良いとなればお願いをしないといけないし、出来ない時は専決処分か何かでお願いして該当するメニューに合う様に持って行かなければならないと思います。

佐藤議員の質問に対して的確に答えることができません。情報等が入りましたら、もう少し詳しい説明、資料等が出れば一番良いかなと思っています。よろしく申し上げます。

#### ○副議長（本下利之君）

7 番議員、佐藤君。

#### ○7 番（佐藤隆善君）

私の方で先程質問したように、今町長も大分困っておられるようですが、この枠というか、この事業は、貴方達地方の事は地方でして良いですよと言いながら、これは如何、あれは如何となる訳ですね。既存の補助事業、これとの絡みも出てくる訳ですね。持って行ってもこれは駄目ですよ、という向こうの判断、判断基準を示さずに、ただ話だけ持ってこいというやり方じゃないかと思う訳です。これについては来年度以降もするのでしょうか、先程、町長の答弁の中にもありましたように、コンサル、電算のシステム、そういう業界からのプッシュがあって、それを使わないといけなくなってしまうんじゃないかという恐れがある訳ですね。町の独自性と言いながら、自分達では案を作れない、と言ったら失礼ですが、挿し当たって無いと。そこでサンプル的なやつをパソコンで使えるような所まで出てくるかどうかですが。そういう類が出てきて、それを買わないといけないと、買ったなら今度はシステムに合った事業の申請をする。地方創生と言いながら、先程計

らずも、おっしゃったこれは地方圧迫ですよ。貴方達がしたかったらしてみろと、自分達でアイデアを出せとおっしゃっている訳です。出したら今度は基準に合っていないと、無駄な事ですよ、1か月も2か月も掛かって作ったものはゼロになりますね。その点についてはもう1度良く検討をして頂きたいと思います。そのなかで人口減対策をどうするんだと言われても、どうも出来ませんと言うのが現状でしょう、はっきり言って。国の制度に無いような例えば若者支援で制度をつくとか、あるいは子育て世代の施策、条例を作るとか、補助金をやるとかは出来ない訳ですから、そのところをもう1回良く点検された方が良いと思います。

それとプレミアム付商品券ですが、先程から聞いていけば、意味が分かっている人が主だった所だけ掻い摘んでおっしゃっている訳ですよ。今聞いてみて分かったのは、例えば10千円分の商品券を買ってくれと。そしたら12千円分あるんですよと、平たく言えばそういうことでしょう、20%だ10%だとさっきからおっしゃっているけど。だからそれだけあるから前もって券を買ってくれと、それが町内だけで使えるのか、他所で使えるのか、そういうことは併せて提案に出していただかないと、それだけでははっきり言って分からないでしょう、何の事か。町内の商工業者に幾ら入ってくるんですか、店には。幾ら売り上げを上げようとしているんですか、これによって。例えばガソリンもこれで使えるんですか。そういうところを全部述べて貰いたい訳ですよ。何の為の券なのか。単純に考えればストアーに食料品を買いに行きましょうと言っても、町内に企業している所って1軒、2軒しかないでしょう。それ以外なら何処で使うんですか。川棚とか嬉野とか大村にそれを持って行って買い物して良いのですか。そうじゃないならないと、どういうふうにするんだというところ迄ははっきりして、どれ位見込みを立てておられる訳ですか、ここで。町内の店に還元して売り上げが上がって来る。そこまで検討しておられるのかどうか含めたところで回答をお願いします。

○町長（渡邊悟君）

産業振興課長。

○副議長（本下利之君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（原田尚登君）

まずい説明でどうもすみませんでした。先ず発行枚数が先程言いましたけど120,000千円ですので、120,000千円の消費があると思っています。商工業者と後はそれに賛同した、商工会に加入されていない業者もいますので、登録をされたらそこも該当すると思います。

前回21年は89の事業所が登録されて換金されています。

換金につきましては、発行日から6か月と決まっていますので、これについては今後検討していきたいと思っています。出来れば盆とか正月の出来れば8月から1月位かなと思っていますけれども。

今後商工会と詰めて行きたいと思っていますし、先程言いましたけども、発行後使えるのは町内と、川棚町は川棚町、東彼杵町は東彼杵町だけということで今考えております。

○副議長（本下利之君）

7番議員、佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

個人消費が落ち込んだと、それを幾らかでも結局作りたいのもある訳ですよ。それで景気の動

向というのは、自分達が調査して自分達の都合の良いように発表をしてある訳ですよ、全て今までが。誰も民間で調査していないんですから、そういうことでしょう。日銀の短観を見てもそうでしょう。日銀の総裁がおっしゃっていることに反対するような結果は出て来ないんですよ、絶対。ほぼ近い数字が出てくる訳で。

私が考えているのは、1億何千万円ということですが、それが果たして町内の業者にどのようにして渡っていくのか、渡る見込があるから皆が買うんでしょう。半年ばかりの間にとということですが、結局、食料品と何ということ、当然皆買うでしょう、買ったんですから。ただ皆さん方が買われるかどうか、一番心配なんですよ、1億何千枚と持っていても、町内の方が買われるかどうか。早めにコマーシャルをして、どういう所でどういうふうに使えるかということ、早めに案を作って頂かないと、これ何も訳が分からなくなるんじゃないかと思う訳ですよ。

経済効果を狙うのか、生活弱者を救うためのものなのか、ただ国の景気対策の一貫としてやれと言っているからやるのか、そのところの町長の基本的な考え方はどの様にお考えですか。

**○副議長（本下利之君）**

町長。

**○町長（渡邊悟君）**

それは当然弱者じゃなくて、高所得者の方も買えますので、弱者だけに限りません。勿論多子世帯につきましては区別して販売しますので、4,000円のプレミアが付いていますので、是非買って欲しいと思います。基本的には消費の拡大です、今商工業者の所得が落ち込んでいますので、経営の所得を上げて貰うというのが一番の理由です。経済成長に繋がっていきます。全国でやる訳ですから当然効果は幾らか、短期的にあると思います。長期的に毎年やれば問題ないのですが、短期的な効果しかないだろうと思っています。

**○副議長（本下利之君）**

6番議員、吉永君。

**○6番（吉永秀俊君）**

関連ですけれども、今の商品券の話聞いていますと、要約いたしますと120,000千円ということで、東彼杵町は約3,000世帯ですので、1世帯当たり40,000円分に当たるわけですよ。それを半年間で使えということなんですけれども、それを例えば日用品とかガソリン代とかに使っていただいたら何にもならない訳ですよ。かえて例えばタクシー代に使っても換金する手間代が増えるだけで、売り上げは全然上がらない訳ですよ。町内の売り上げは、今までそこら辺で買っているもの、床屋さんに行ったお金、それが商品券に代わるだけですから、全然町内としての売り上げは上がらない訳でしょう。単に消費者は2千円儲けますけど、買っていただく方は現金の代わりに商品券が来るだけで、手間賃が増えるだけで、普段買っていただくとおりに買う訳ですよ。だからそこら辺の工夫が日用品は良いですけど、日用品以外、要するに余分に買っていただかないと何にもならない訳ですよ、普段どおりのガソリン代、たばこ代に換えてもらっても何にもならないと思うのですよ、私。町内の商工業者の関係の人は、そこら辺の工夫はもう少し出来ないのかなと思うのですが、何かアイデアはありますか。

**○副議長（本下利之君）**

町長。

○町長（渡邊悟君）

町内に何にもならないじゃなくて、町内で買う訳ですから、大村・嬉野・川棚で買われるのではなくて、町内で買われるのだから、そりゃ効果ありますよ。県内最下位ですよ、地域購買力というのは。それが21%ない訳ですから、120,000千円町内で買う訳ですから、確実に町内で買う訳ですから。若しかしたら120,000千円の名前は付いていないですけど、他の所で買われたら全く効果無い訳ですから、それは効果あります、短期的に効果あります。

何かアイデアがないかということですが、確かにアイデアを作らないといけないのですが、もう一つ突っ込んで単費をかけて東彼杵町はあと10,000千円位掛けてやるという方法はあるかも知れませんが、要するに買うのは消費者ですから、そこは金であげるしか方法がないかと思います。あなたはここで買いなさい、あなたはここで買いなさいとは出来ませんので。

効果は長期的には期待出来ませんが、短期間の6か月間の消費は当然上向くだろうと思っております。したがって今町内のGDPを出す方法は何か無いかと思っています。そこら辺を考えた時には、効果は町内で幾ら出たかはっきり明示できるかと思っています。

○副議長（本下利之君）

6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

3回しか出来ないからもったいないですけど、はっきり言って東彼杵町だけじゃない訳でしょう、これをするのは。ひょっとしたら、大村もするかもしれないでしょう。今まで大村で買う人は大村の券を買えば良いではないですか。東彼杵町の方は波佐見・川棚町の券は買えないのですか、どこでそういう対処をするのですか。東彼杵町の方で、大村で買い物をしている人は、大村でそういう券が出れば大村の券を買えば良いではないですか。全然東彼杵町の売上げに関係ないでしょう。

私が言っているのは、せっかくそういったお金が来るのだから、先程町長が正しくおっしゃったように、川棚で買っている人に東彼杵町で買っていただくようにしないといけない、大村で買っている人に東彼杵町で買っていただくようにしないといけない訳でしょう。他の町が同じ大村で2割の券が出る、川棚で2割の券が出たら、全く一緒じゃないですか、その券を買えばいいだけですから、お客さんというのは。だからもう少し、東彼杵町だけで買えるような魅力のあるアイデアをしてくださいと私はさっきから言っているのです。これはもう答弁要りません、3回までしか出来ませんので。

12ページの先程のロハスの件ですけど、ここには補助金が12月も出ているのですよ、1,140千円、今回備品購入助成金として、また2,700千円程出ているのですけども、この補助金の根拠は何か、どういった条例なのか、どういった要綱に基づく補助金なのか、お尋ねします。

○副議長（本下利之君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、要綱は作っておりません、予算補助ということで考えています。

○副議長（本下利之君）

6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

予算補助というのは、やはり補助金とか特にこれは備品でしょう。私不思議に思うのは、常明園の後をロハスに業務委託をされる訳ですよ、そこで備品を買うのに何でロハスのものになるんですか。これは当然、町の備品として買って置くべきじゃないでしょうか。もし、向こうが備品を置かれるならば、備品を補助金で買って向こうの物になるのですよね。町の備品として、そういう扱いは出来ないものか。もし止めて帰られる時は、その備品は持って帰られる訳ですよ。施設は町が借って業務委託する訳ですから、備品は町の物でも良いと思いますが、どうでしょうか。

○副議長（本下利之君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

備品というのは、色々多種多様ありましてですね、町の物としてはっきり出来るものは、備品として上げられるんですが、それ以外は消耗品的なものも幾らかあると思いますが、町の備品として残せるものは備品で上げますが、残せないような備品を想定しました。詳細については産業振興課長の方から説明させます。産業振興課長。

○副議長（本下利之君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（原田尚登君）

これにつきましては、基本的にこの中で使う机・椅子・鍋・釜等でありまして、後の備品につきましては、今手元に資料を持っていないので、持ってきて宜しいでしょうか。

○副議長（本下利之君）

良いです。9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

11ページの先程出ております、JA米倉庫の件でお尋ねしますが、他所の町から来られる時に、お知らせをする屋外広告等の検討はされているのかどうか、ここに予算は上がっていないですけど、関連してお尋ねします。

総合戦略策定業務委託でもされるんですが、先程から説明をされていますように、このまち・ひと・しごと創生の件は、産業振興課とかまちづくり課だとか、今答弁をされていますよね。これを役場が統一的な課というか担当する課、今の課がある所、職員さんは少ないでしょうけども、町長が考えておられるなら、これを専門にする課と言いますか、プロジェクトチームじゃなくてですよ、そういう課の創設は、少ない職員ではございますが、今後考えておられるかお尋ねをします。

○副議長（本下利之君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

屋外広告につきましては、サイン程度の簡単なやつは計画していますが、屋外広告までは考えておりません。総合戦略につきましては、先程から盛んに質問がありますとおおり、漠然としてどういう中身なのか、もう少し検討の余地があります。コンサルにかけてしまえば、通り一遍のものになってしまいますので、極力職員からということで、今、創生本部を作って、係長以下位の職員でワーキングチームみたいな組織を作っています。しかし、職員が作って特化しても、一緒ですので、窓口はまちづくり課でいきます。この後3月議会に向けまして、課の統合辺りを検討し

ています。どういう形にもっていくのか、専門的にやれるような体制作りを、人事の採用等がある何人採用出来るか、退職の再雇用等もありますので、今から検討していきますので、その時点で特化するようなものが出来れば一番良いんですけども、多分出来ないと思いますので、まちづくり課を中心にもう少し人員を増員して何か体制作りが出来ればと思います。

○副議長（本下利之君）

9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

申しますのは、今度地方創生の件は各自治体の競争になってくると思うんですよね。アイデアを出して、はっきり言って職員力に掛かってくると思うんですよ。こういう委託もそうですけど、私は今おっしゃったように課の統合とかあれば、今あまりにも課が細分化されているなら、今度検討も含めて町の力を示すために、英知を結集すべきじゃないかなと思って質疑をしているんですけど、いかがですか。

○副議長（本下利之君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

常に前向きに検討して参りたいと思っています。

○副議長（本下利之君）

先程、6番議員の吉永君の質問に対し、産業振興課長が答弁をします。

○産業振興課長（原田尚登君）

これにつきましては、先程も言いましたけど、事務用品関係、あるいは暖房器具、電気ストーブです、後は調理室の調理器具、家庭用のガスコンロとか炊飯ジャー、食堂の椅子、食器類、洗濯機ですね。

○副議長（本下利之君）

5番議員、滝川君。

○5番議員（滝川初夫君）

このロハスの件で、先般、地元で説明会をされたと思いますが、何人位来られて地元の反応はどうだったかですね、歓迎されたものか。と言いますのは、中岳郷から蔵本郷に来られる時には、岡田議員も私も歓迎の立場で地元は何回か説明をし、まだ常明園が中岳にある時にもバスを貸し切っで見学に行って地元で周知徹底をした経緯がありますので、中岳の方は逆にどういう反応を示されたものかお願いします。

○副議長（本下利之君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

産業振興課長。

○副議長（本下利之君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（原田尚登君）

これにつきましては、1月20日に中岳の集落センターで説明をしました。約20名程度見えて、

当然女の方も夫婦で来られた方もおられましたけれども。歓迎と言えば歓迎という形の中で、是非お願いしますと、当然周りにはかなりの農地もありますので、それについてもお願いしたいということもありました。

今 NPO を出来れば地元と一緒に作って行きたいと考えていますので、NPO の会員さんにも是非地元の方をお願いして、随時何をしているか分かるように進めていきたいという説明を致しております。

○副議長（本下利之君）

5 番議員、滝川君。

○5 番議員（滝川初夫君）

次は JA の米倉庫の件でお尋ねしますけども。これは貸し借りの契約はまだ今からということですが、借りている以上は、何時かは返還ということが考えられますけど、もう人間が代わってしまった後かも分かりませんが、そういうリフォームをされた後、返却の場合、原型復旧をされるものか、その辺をどういう風に考えておられるのか、お尋ねします。

○副議長（本下利之君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

JA と町の契約は、原型復旧としております。しかし、今回窓辺りを付けるので、その辺は交渉によっては原型じゃなくて現状のままで良いという風になるかと思えます。改造をするということで了解を頂いておりますので、それが原型となると窓を外して、外壁をしなければならぬので、それは現状で返還出来るように JA さんをお願いしようと思っております。

○副議長（本下利之君）

他に質疑がある方。10 番議員、後城一雄君。

○10 番（後城一雄君）

常明園の改造なんですが、先程説明を受けましたが、貸家は 10 年に 1 回と話をよく聞きますが、さっきの食堂かれこれの利用関係は非常に理想としては良いのですが、実際中身の改造についてはどういった状況の中での説明でこういった改造をするとなったのか、というのは最近テレビ等で 1 級建築士の何とか、かんとかと良く出ますが、最低 10 年は充分利用価値がある状況で作るべきと、金がいくら掛かってもと思う訳ですが、その設計で利用価値度が賄えているのかどうか、10,000 千円位で出来るのかどうか、お聞きしたいと思います。

○副議長（本下利之君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今お願いしているところの、株のところをお願いしておりますので、多分専門家をお願いされますので、本体の改造は考えておりませんので、部分的なリフォームですので、壁とか床を張ったり、畳を敷いたりとかで、大きな改造はありませんので、逆に利用価値の方は、壁紙等につきましては 5 年位で変えられると思えます。大きな投資は考えておりませんので、利用価値につきましては、入られて直ぐに壊れる事はありませんけど、畳なり壁紙は 10 年位はもてますので、そういう改造になると思えます。

専門的な業者がしますので、大改造になりませんので小改造で行こうと思っています。

○副議長（本下利之君）

他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（本下利之君）

質疑が無いようなので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっています議案第1号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（本下利之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（本下利之君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（本下利之君）

異議なしと認めます。したがって議案第1号、平成26年度東彼杵町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 平成26年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第5 議案第3号 平成26年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○副議長（本下利之君）

次に日程第4、議案第2号、平成26年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第5、議案第3号、平成26年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、以上2件を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第2号、平成26年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。これにつきましては、第1表繰越明許費の補正でございます。

提案の理由と致しまして、今回の補正は、平成26年度公共下水道事業に関連する水道管移設工事について、年度内の完了が困難であるため、繰越明許費を計上するものです。詳細につきましては、水道課長から説明させます。

次に、議案第3号、平成26年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、これにつきましても繰越明許費の補正でございます。

提案の理由と致しまして、今回の補正は、平成26年度公共下水道事業において、年度内の完了

が困難であるため、繰越明許費を計上するものです。詳細につきましては水道課長から説明させます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。水道課長。

**○副議長（本下利之君）**

町長に代わり水道課長。

**○水道課長（下野慶計君）**

議案第2号を補足して説明致します。2款1項、建設費の公共下水道事業水道管布設替工事に付きまして5,200千円の繰越明許費補正をお願いするものです。理由は国道205号のMDセンター前付近の公共下水道工事に伴う水道管布設替工事を予定しておりましたけれども、下水道工事が遅れておりますので繰越補正をお願いするものです。

次に、議案第3号、公共下水道事業特別会計補正予算の繰越明許費の補正ですが、2款1項、建設費の公共下水道事業費につきまして130,000千円の繰越明許費補正をお願いするものです。

下水道建設費の執行予定額は203,000千円を予定していますが、1月末現在の執行率は35%となっています。繰り越しの理由ですが、下水道管を埋設する深さが約3mと深い区間がございます、周辺の土地や河川の護岸等の施設に与える影響が大きいことから、計画の見直しが必要になりました。また、国道を横断する箇所におきまして、国交省協議に相当な日数を要したことなどによって、年度内に完成させることが出来ませんので、繰り越しをお願いするものです。4か所程ございまして、先ず1か所が山田地区住宅団地です。ここは既設の道路に埋設する計画でしたが、背後地に巨石の石積みがありまして、どうしても掘削すると影響が大きいと判断されまして、一部路線を変更しましたけれども、地権者との協議に日数を要しまして遅れております。

次に先程申しました、国道205号のMDセンター前付近につきましては、国道に埋設されております、NTT回線及び横断水路との関係から計画の修正が必要になりまして、国交省協議に相当な日数を要しております。

次に妙法寺入り口の国道下付近から朽原建設さんの下側付近にかけての箇所になりますが、ここは農業用水路が通っておりまして狭小区間となっております。周辺の家屋等への影響を考慮しまして、現在計画の修正を行っているところです。

次に東町の松山川周辺です。ここはJR軌道敷とか、また、河川の護岸があります。一部露出管とする等の修正を行っておりまして、まだ発注ができておりません。

多額の繰越をお願いすることになりまして大変申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

**○副議長（本下利之君）**

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせ下さい。

7番議員、佐藤君。

**○7番（佐藤隆善君）**

議案第3号ですが、下水道工事が押している訳ですが、130,000千円と言えばかなり大きいですよ。今年度の事業計画費の半分以上繰り越しということですが、これが単純に繰り越しで押して来れば、例えば来年度予定される事業、その次の年度に予定される事業、当然また押して来るわけでしょう。事業計画がドンドン、ドンドン遅れて来る訳ですね。先程説明がありました様に突発的なことで遅れたと言うなら分かるんですよ。国交省との協議が出来なかったとか、隣接する河川の影響があるとか、JRの影響があるとか、そういうのは前もって分かっていたことじゃないですか。

事業計画を作られる時にもう少し欲張った、欲張ったと言ったら語弊がありますが、年度内に本当に出来るのか出来ないか、そこら辺のことを考えて計画を立てないと、ずっとこれ遅れて来るのではないですか。

その点については、どのようにお考えですか。

○副議長（本下利之君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

正に、議員の言われるそのとおりです。私はそういう事業計画を 26 年度からは、やっております。そういう中でこういう繰り越しがあるとは私は想定しておりませんでした。ですから 130,000 千円の中の半分以上は、繰り越し理由が成り立たないと思っています。大変申し訳ありませんけども、この場を借りてお詫びをしたいと思います。27 年度に向けましては、こういうことの無いように、職員それぞれ緊張感を持っていきます。

今、国が PDCA という方法で地方創生をやろうとしています。私は 1 年先駆けて 25 年度からそれをやっていますので、そういうことを防ぐために、その手法でやったところが、ドンドン成果が今出ています。出ていないのがこれですので、相当な理由がないと繰り越しを上げないと考えておりますので、大変申し訳ないですけども、ご了承をよろしく願いいたします。

特に中身につきましては、確かに河川等とか設置が困難なところがあるとか、それは分かっている訳ですから、4 月から掛かっていたら全くそこら辺は問題が無く、早く掛かれば良い訳です。計画をする時の計画が、先ず、まずいのです。今回は私も謝罪をしながら是非ご承認をお願いしたいと思っています。

○副議長（本下利之君）

7 番議員、佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

これはですね、先日東京に行って、厚労省に 28 年度までの水道事業をどうしても出来ないから 3 年延長してくれという陳情までしてきました。でも足元を見るとこういうことであつたならば、3 年と言うのをまだ 3 年あるからと、まだ決まっていませんけども、そう考えれば、3 年は 5 年掛かるようになるんじゃないかなと思う訳です。そっちの方を心配する訳ですよ。折角の補助事業でやれる時に、やはり無理の無い計画で、しかし最終年度のゴールは決まっている訳ですから、そこをもう少し検討を要する、人員が不足しているのは充分分かっているつもりです。ただ、それに合わせて事業計画を立ててあるものと、解釈しますので、どうかもう 1 回見直しをして思い切った取り組みということでお願いしたいと思いますが。

○副議長（本下利之君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

指摘されました水道課につきましては、3 か年間延ばしてくれと要望に行きましたけれど、お蔭様で水道係の方は 100%に近い状態で進捗しています。ですから、考え方を計画をするのが、まず最初の起点の所が間違っているので大変だと思います。水道につきましては、今の所は順調に行っています。

来年以降は職員を増員して3か年間の統合事業は進めて参ろうと思います。充分緊張感を持ちながら職員共々努力して参りますので、よろしく願いいたします。

○副議長（本下利之君）

他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（本下利之君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっております議案第2号、議案第3号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（本下利之君）

異議なしと認めます。したがって議案第2号、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（本下利之君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（本下利之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号、平成26年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（本下利之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号、平成26年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 平似田太ノ浦線改良工事(1工区)請負契約について

日程第7 議案第5号 平似田太ノ浦線改良工事(2工区)請負契約について

○副議長（本下利之君）

次に日程第6、議案第4号、平似田太ノ浦線改良工事(1工区)請負契約について、日程第7、議案第5号、平似田太ノ浦線改良工事(2工区)請負契約について、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第4号、平似田太ノ浦線改良工事(1工区)請負契約につきまして、これは契約の金額が69,228千円です。契約の相手方が株式会社中野組 代表取締役 中野幸子。

提案の理由と致しまして、平似田太ノ浦線改良工事(1工区)の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出致します。

次に議案第5号、平似田太ノ浦線改良工事(2工区)請負契約につきまして、契約の金額が83,030,400円です。契約の相手方が株式会社朽原建設 代表取締役 朽原保。

提案の理由が平似田太ノ浦線改良工事(2工区)の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出致します。詳細につきましては、建設課長から説明させます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますようお願いいたします。建設課長。

#### ○副議長(本下利之君)

町長に代わり建設課長。

#### ○建設課長(松尾幸彦君)

この事業は防衛事業としまして、平成24年度から実施をしていますが、事業区間と致しまして、現在改良が終わっています、この路線の龍頭泉の上の地点から、太ノ浦の体育館迄ですね、1,425mの計画です。事業完了を平成28年度に予定しております。

計画平面図で工事の場所を説明します。図面右側が太ノ浦方向になります。図面手前が演習場側、左側が龍頭泉方向になります。前期工事で終わりました、龍頭泉上を起点としていますので、それから700m、中間地点になりますがNo.35からNo.51までの320mの工事を行います。幅員は7mです。図面中央にやや左から斜め右方向に細い道路が入っていると思いますが、これが町道金吾座線になります。大野原さん、山里さん宅に下る入口になります。主な工事と致しまして、切土が2,700m<sup>3</sup>、盛土が60m<sup>3</sup>、法面工法が696m<sup>2</sup>、重力式擁壁48.6m、練ブロック積440m<sup>2</sup>、石積が138m<sup>2</sup>、排水溝が354m、舗装工はアスファルト舗装で2,150m<sup>2</sup>、路床改良が2,190m<sup>2</sup>等です。工事の期間といたしまして平成28年1月29日までを予定しております。

続きまして、平似田太ノ浦線改良工事の2工区です。こちらの工事も先程と同じく26年度の国債事業として実施するものです。計画平面図で場所を説明いたします。図面右側が太ノ浦線との三差路です。事業区間の終点になります。先程1工区の終点、これが左側ですけれども、No.51から終点のNo.71+5までの405mの工事を行います。幅員は7mです。主な工事と致しまして切土1,800m<sup>3</sup>、盛土が570m<sup>3</sup>、法面工法1,038m<sup>2</sup>、法止プレキャスト擁壁103m、練ブロック積143m<sup>2</sup>、石積91m<sup>2</sup>、ボックスカルバート、これは塩鶴があります、これに掛かる部分ですが、断面が4m×3.1m、延長15.5mです。U型側溝との排水溝が462m、舗装工がアスファルト舗装で2,848m<sup>2</sup>、路床改良2,920m<sup>2</sup>等です。工事の期間は先程と同じく平成28年1月29日までを予定としております。以上です。よろしくお願いいたします。

#### ○副議長(本下利之君)

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせ下さい。

1番議員、堀君。

#### ○1番(堀進一郎君)

先ず、契約が年度末になった理由、その辺のご説明をお願いします。工期予定ですが、何年度の何月位で完成予定か。

今後 28 年度迄で完了するということですが、防衛庁事業でございまして、今回も 50,000 千円位の補助金が付いているかなど。あと、今年の分の半分位が 14,000 千円の半分 7,000 千円位残っていますので、出来れば 27 年度に早期完成していただく様に推進していただきたいと思います。

○副議長（本下利之君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ず 1 点目の年度末の理由ですが、これは 12 月に皆さん方から債務負担行為ということで議決をいただきまして、それから設計をしましたので年度末になっています。

これは国の財源による債務負担行為でゼロ国債といいますけれども、債務負担行為の事業ですので年度末の発注になっています。以下は課長の方から説明させます。建設課長。

○副議長（本下利之君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（松尾幸彦君）

先程、町長が申されました様にゼロ国債事業でございまして、27 年度の予算を先に頂くということで、年度をまたがって工事ができるというのが、ゼロ国債の良い点ですけれども、この後ですが、来年度 27 年度も国債事業で行いまして 28 年度には終了する予定です。29 年に入ると思いますが終了の予定です。

○副議長（本下利之君）

他に質疑のある方。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（本下利之君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっています議案第 4 号、議案第 5 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（本下利之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 4 号、議案第 5 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（本下利之君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 4 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（本下利之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 4 号、平似田太ノ浦線改良工事（1 工区）請負契約については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○副議長（本下利之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 5 号、平似田太ノ浦線改良工事（2 工区）請負契約については、原案のとおり可決されました。

### 日程第 8 報告第 1 号 専決処分に関する報告について

#### 事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて

#### ○副議長（本下利之君）

日程第 8、報告第 1 号、専決処分に関する報告について、事故の和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。本案について説明を求めます。町長。

#### ○町長（渡邊悟君）

報告第 1 号、専決処分に関する報告について。

町長の専決処分事項の指定に関する条例に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条例第 3 条の規定によりこれを報告します。詳細につきましては、担当の建設課長の方から内容等について説明させます。建設課長。

#### ○副議長（本下利之君）

町長に代わり建設課長。

#### ○建設課長（松尾幸彦君）

代わりまして、ご説明します。3 枚目をお開きいただきたいと思います。相手の方は東彼杵町三根郷の岸川和樹さんです。事故の概要ですが、昨年末 12 月 8 日月曜日ですけれども、午前 4 時 20 分頃、場所は法音寺郷の大野原高原線から広域農道に入る所です。ご本人は、グリーンテクノパークの工場にお勤めで、BMW の車で通勤の途中でこの事故に遭われております。状況としまして、広域農道から大野原高原線に入った所で大型ブロックが山側にいたしておりますけれども、その擁壁場の法面から落石がございまして、その落石を避けようとして急ハンドルを切った所、同じタイミングで別の石に接触したということで、前輪の右側のタイヤとホイールを破損されたものです。幸いにもご本人に怪我はありませんでした。

当日、朝、ご本人から建設課に連絡を頂きまして、直ぐ現場と損傷した車を確認しています。

落石につきましては、上の法面を確認しましたがけれども、猪が掘り起こした様な形跡が見られましたので、拡大しないように落ちそうな石を除去することで対策を講じました。また、警察への事故の届けも当日川棚署にされております。損害賠償額等ですが、別紙の示談書のとおり、相手方への賠償金として 314,841 円の損害賠償を支払うこととし、今後本件に関しては、当事者双方何ら債権債務のないことを確認し、今後一切の請求を行わないことと致しております。

賠償額については、ホイールとタイヤの交換費用及び交換までのレンタカー費用です。また、賠

償金につきましては、全国町村会総合賠償保障保険に請求を行い、現在収入がっております。

今後も同様な事故が発生する恐れがありますので、特に法面上につきましては、パトロール等で注意を払って参りたいと考えています。以上です。

○副議長（本下利之君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 22 分）

再 開（午前 11 時 26 分）

○副議長（本下利之君）

休憩前に戻り会議を続けます。

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 1 号を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成 27 年第 1 回東彼杵町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

閉会（午前 11 時 26 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ない事を証明するため署名する。

平成 27 年 12 月 10 日

議 長 森 敏則

署名議員 堀 進一郎

署名議員 橋村 孝彦